

8 新潟県公安委員会による運転適性検査依頼のあったてんかん患者の実態について

笹川 睦男・田中 弘・天金 秀樹
和知 学*・長谷川精一**

国立療養所西新潟中央病院
(てんかんセンター)
新潟県立精神医療センター*
松浜病院**

【目的】道路交通法で運転免許取得の絶対欠格事由であったてんかんが平成14年6月の法改正により相対欠格事由となり、発作の抑制されているてんかん患者にも運転適性を認めるようになった。これまでに適性検査を実施した患者の実態を報告する。

【対象・方法】てんかんセンターでは平成9年より新潟県公安委員会によるてんかん患者の適性検査依頼の要請に応じ、診断書を交付している。平成14年12月までに19例に診断書を交付した。適性検査時の病歴、検査所見を後方視的に検討した。

【結果】患者は19例（男15例、女4例）で診断書交付時の年齢は30.4歳（18－67歳）だった。診断名は機会性発作〔状況関連性発作〕5例（交付時の薬物治療実施中は3例）、てんかん9例（同7例）、活動性のてんかんではない4例（同0例）、脳挫傷後遺症1例（同1例）だった。家族歴は19例中、熱性けいれんが6例、てんかんが2例、熱性けいれんが2例だった。初発発作の平均

年齢は22.9歳（標準偏差14.8歳）で、主要な発作型は強直間代発作15例、複雑部分発作4例だった。誘引として飲酒に引き続く発作が3例で認められた。適性検査依頼の原因は交通事故が6例（3例が対向車との正面衝突、3例が自損事故）だった。教育歴は大学卒3例、大学在学中3例、高校卒7例、高校在学中1例、高校中退3例、中学卒2例であり、8例が婚姻していた。薬物治療中の11例で使用している薬剤はVPA4例、PHT2例、ZNS2例、CZP1例、CBZ1例、VPA＋CZPが1例だった。脳波検査で棘波性異常を5例（側頭葉焦点2例）、正常脳波が14例だった。MRIによる画像所見は正常が11例、異常8例（海馬硬化2例、脳挫傷2例、くも膜嚢胞2例、脳梗塞1例、ラクネ梗塞1例）だった。

【考案】てんかん発作に基づく交通事故が少なからず起きており、絶対欠格事由から2年間の発作抑制により免許取得可能となった現在、患者は触法とならない範囲で権利を維持するように努める必要がある。

II. 特別講演

「卒後臨床研修必修化における精神科の役割」

東海大学医学部精神科学教室

保坂 隆